

2026年度安全情報の公表

1 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 社長及び役員は旅客輸送事業における安全確保が社会的使命であり、事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に徹底させ社内における輸送の安全確保について主導的な役割を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施します。

そのために、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け、現場の実態を常に把握し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行し安全性の向上に努めてまいります。

輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

【2026年度 輸送の安全に関する基本方針】

1 安全基本方針

法令順守と無事故は使命

～思いやりとゆずり合いの山形交通～

2 重点目標

- ★ 基本動作の実践で 「バック事故をなくそう」
窓開け・3度の確認・真つすぐバックが基本
- ★ 予測運転と譲る気持ちで 「自責事故をなくそう」
「お先にどうぞ」ゆずり合いで事故防止
- ★ 車内の目視確認と発進・停止のアナウンスを行い
「バス車内事故をなくそう」

3 災害発生時の基本方針

「人命最優先で行動する」

2 輸送の安全に関する目標の達成状況

(1) 2025年度数値目標及び達成状況

2025		重大事故	有責事故	車内事故	バック事故	飲酒
	目標		0	38	0	0
結果		0	40	4	7	0

(2) 2026年度数値目標

2026		重大事故	有責事故	車内事故	バック事故	飲酒
	目標		0	38	0	0

3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2025年度 該当する事故件数 0件

4 安全管理規定

別紙1のとおり

5 行政処分の公表

2025年度中の行政処分なし

6 輸送の安全のために講じた措置と講じようとする措置

(1) 2025年度輸送の安全のために講じた措置

① 乗務員教育

2025年度「教育訓練年間計画」による乗務員の指導教育

都市間高速路線車両研修



救急法研修 (AED)



② 健康診断（山形検診センター等で年2回の検診、保健師によるヒアリングと指導、SAS検査、脳ドック検査）

③ 指導者研修

外部の専門的機関の講習を受講し、運行管理者、整備管理者の管理能力や指導能力を向上

④ 事故調査委員会の開催

毎月事故調査委員会を開催して、事故原因や事故の背景等を究明し再発防止

⑤ 内部監査

事故対策機構（NASVA）のサポートを受け、12月から1月にかけて本社及び各営業所の内部監査を実施

内部監査本社ヒアリング



営業所ヒアリング



⑥ 安全輸送推進委員会の開催

運輸安全マネジメントによる各種事故防止計画の推進状況を検証し、改善する委員会を開催（5月）

安全輸送推進委員会 社長の安全マネジメントレビュー



⑦ 運転技能競技会

安全運転技能向上を目的に運転競技会を開催（3月）



- ⑧ 輸送の安全に関する費用
輸送の安全を目的に車両の更新、安全機器の設置や安全教育費（運転適正診断受診等）などに 429, 675, 000 円を費用投資
- ⑨ ヒヤリハット報告の活用
各乗務員のヒヤリハット報告を活用し危険情報を共有
- ⑩ デジタコのチェックにより安全運転指導
- ⑪ ドラレコ映像を活用した安全運転指導
- ⑫ NASVA ネット端末を利用した運転適性検査（2年ごと）

本社運行部NASVAネット端末の状況



- ⑬ 新規採用者対象の初任運転者訓練、都市間路線バス乗務員対象の教養及び実技訓練、貸切バス乗務員資格認定訓練の実施

初任運転士実技訓練



⑭ 各期交通安全運動等期間に合わせた営業所巡回指導及び乗合バス実車運行の添乗指導実施

交通安全運動等への営業所の取組み



安全運動期間中の啓発活動



(2) 2026年度輸送の安全のために講じようとする措置

輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を深く認識し、現場の状況を十分に踏まえ、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施するとともに、安全対策を常に見直し、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

本年度も自責事故の減少を目指し、「2026年度「教育訓練年間計画」（別紙2）により指導教育を実施します。また、上記(1)については継続して実施します。

このほか、非常時を想定した各種訓練、乗務員と営業所長の個人面談を年2回以上実施し、「法令順守と無事故は使命」の基本方針を行動の基本として安全輸送を推進します。

7 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙3、4のとおり

8 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

2025年度	教育研修回数 (年間実施数)	運転者	4回
		統括運行管理者	2回
		貸切バス認定・更新	5回
		都市間高速路線運転士認定	5回
		初任運転者訓練	7回
		整備管理者研修	2回
		救急法講習会	3回

9 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置

当社内部監査規程により2025年12月から2026年1月にかけてNASVA（自動車事故対策機構）の支援を受け、経営トップを含む経営管理部門・各営業所において「輸送の安全に関する内部監査」を実施しました。

監査内容については、「法令順守と無事故は使命」の方針に基づき、安全管理体制が効果的に実施され機能しているか、安全管理に関する関係法令、社内規定などのルールが遵守され徹底が図られているか等の業務内容についてチェックリストにより確認し説明を求め、関係書類を閲覧しました。

その結果、安全管理体制については適正であることを確認しております。

10 一般貸切旅客自動車運送事業者に係る追加公表事項


事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報

別紙5のとおり

11 貸切バス初任運転者に対する実技指導（2025年度中実施）

都市間高速バス、蔵王温泉線乗務経験後下記実技研修を実施

実施日程	実施ルート
1日目	山形県警察運転技能指導コース 大型車の特性、危険回避・緊急・非常・火災対応 基本走行（運転姿勢、発進加速・減速停止、スラローム、S字 基本バック等）
2日目	①事業用自動車の安全な運転に関する基本的な事項 ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検方法 ③危険予測及び回避 ④安全性の向上を図る為の装置を備える自動車の運転方法 実技と座学教養
3日目	主要な観光地までの走行訓練 仙台営業所→泉IC→平泉スマートIC→平泉レストハウ ス→盛岡南IC→小岩井農場→手作り村→盛岡南IC→前沢 SA→泉IC→仙台営業所
4日目	主要な観光地までの走行訓練 仙台営業所→仙台宮城IC→米沢八幡原IC→喜多方 →飯盛山駐車場→野口英世記念館→福島西IC→国見SA 仙台東IC→仙台営業所
5日目	主要な観光地までの走行訓練 仙台営業所→仙台宮城IC→安積SA→棚倉→道の駅大子→ 竜神大吊り橋→高萩IC→ならばPA→仙台東IC→仙台營 業所

車種区分	 <p data-bbox="480 658 703 692">大型貸切自動車</p>
実技指導の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="456 703 1350 779">1 大型貸切バスの安全な走行要領、運転特性の把握、運転支援装置等の操作要領 <li data-bbox="456 786 995 819">2 山岳路の登り・下りの安全な走行 <li data-bbox="456 826 1155 860">3 高速道路の安全な走行、IC・料金所の通過 <li data-bbox="456 866 1219 900">4 SA、PA内の安全な走行要領、安全な駐車要領 <li data-bbox="456 907 1350 983">5 主要な観光地への走行要領、主要観光地の駐車場、隘路等危険箇所の把握
添乗者の指導歴	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="448 1001 1174 1034">○安全指導課係長（2017年から安全指導課指導員） <li data-bbox="448 1041 1174 1075">○安全指導課係長（2025年から安全指導課指導員）

12 安全統括管理者に係る情報

道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しております。

取締役運行部長 新関幸一

山形交通株式会社 安全管理規程

一部改正 2026年 3月 25日

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan、Do、Check、Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 2 ユトリア・グループが密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、

可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(経営の責任者の責務)

第7条 社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う

- ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
 - ④ その他必要な責任者
- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内各課を統治し、指導監督を行う。
 - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 社長は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③ 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす

おそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- ⑥ 社長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧ 輸送の安全を確保するため、社員に対し必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑨ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害に関する報告連絡体制)

第13条 事故災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める対応マニュアルによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のため

の教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講じる。

(情報公開)

第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容、一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に関する情報及び事業用自動車に係る情報については、毎年度、外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前条に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付 則 (実施の期日) 施行 平成 18 年 10 月 1 日

- 一部改正 2021年 6月 1日（内容の一部を検証し文言を訂正）
本規程は、2021年6月11日から実施する。
- 一部改正 2026年 3月 25日（社名変更に伴い一部改正）
本規程は、2026年4月1日から実施する。

別紙

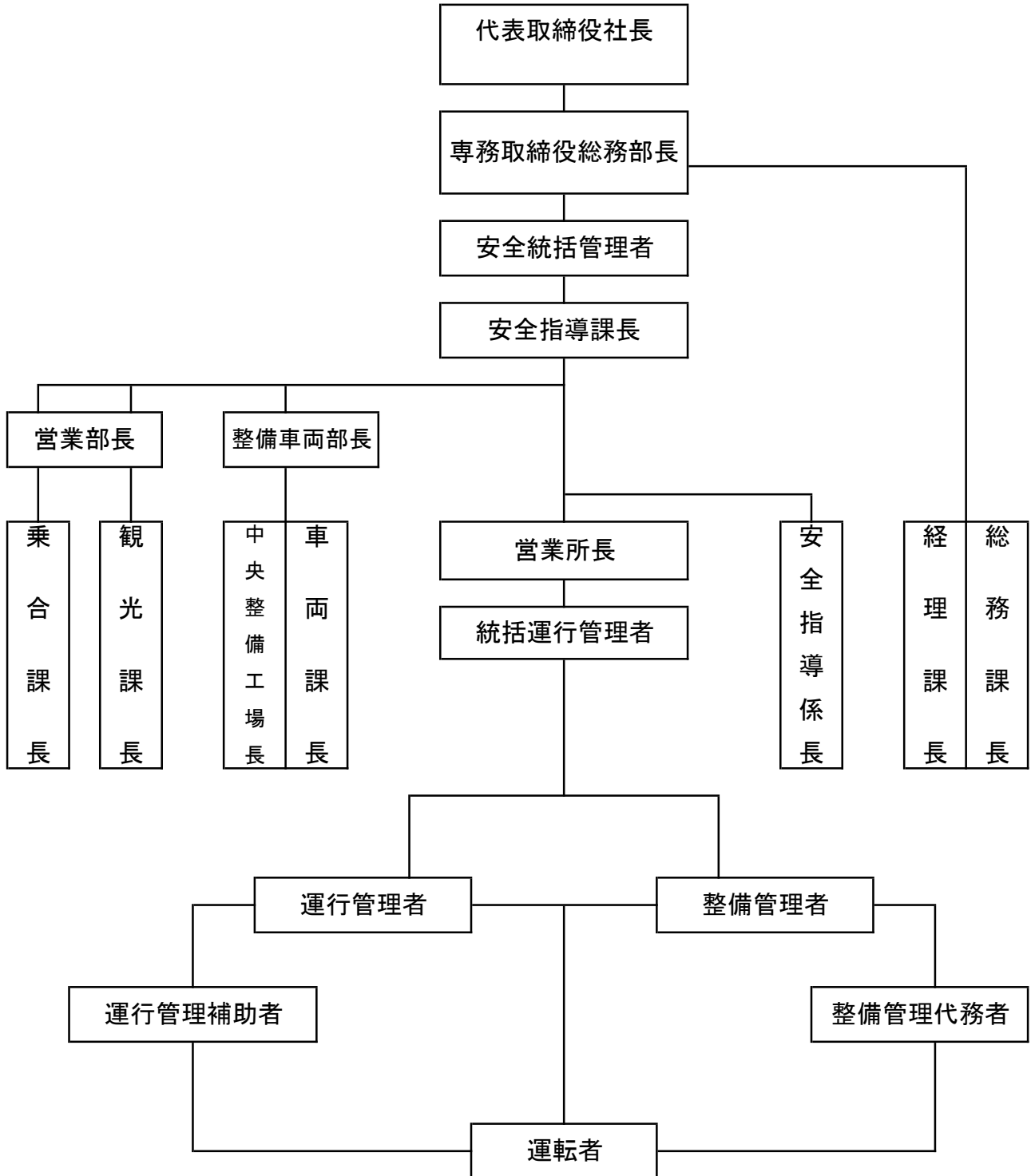
輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法

次に掲げる事項を記録し、当社規程類集とともに保存するものとする。

- ① 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録
- ② 輸送の安全に関する基本的な方針
- ③ 輸送の安全に関する重点施策
- ④ 輸送の安全に関する報告・連絡体制
- ⑤ 事故・災害等の報告事項
- ⑥ 輸送の安全に関する内部監査の結果
- ⑦ 安全統括管理者の指示項目
- ⑧ その他輸送の安全に関する情報

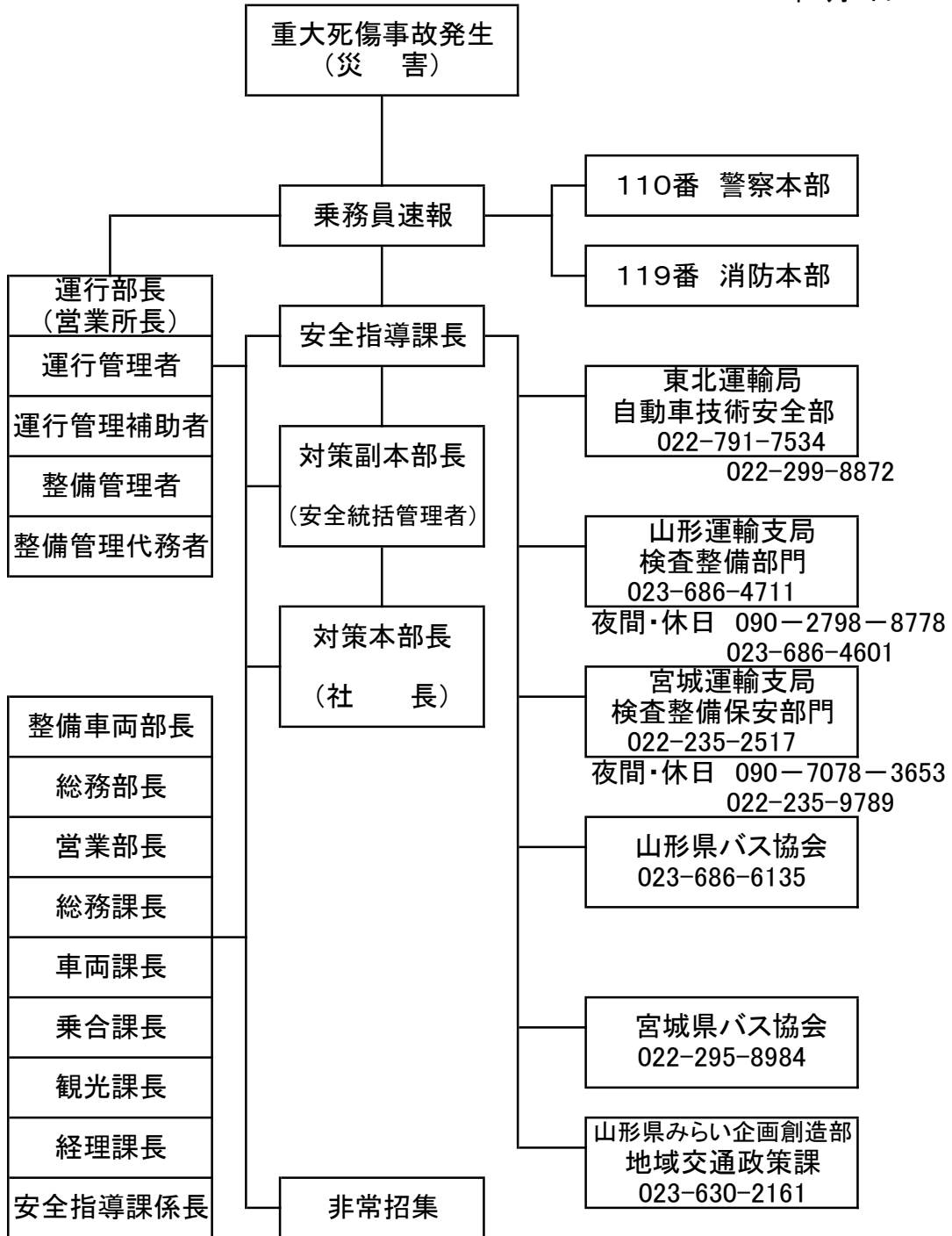
運輸の安全に関する組織体制及び指揮命令系統図

2026年6月1日



重大事故・災害発生時における報告・連絡体制

2026年6月1日



貸切旅客自動車運送事業に関する情報

:主たる事業所住所 山形市清住町1丁目1-20

:事業者名 山形交通株式会社

:代表者名・役職 代表取締役社長 高橋 智

① 人員体制に関する情報

運転者	合計	米沢	山形	上山	寒河江	新庄	仙台
	79	9	28	9	11	10	12
運行管理者	56	8	14	7	12	5	10
整備管理者	6	1	1	1	1	1	1
整備主任者	13	2	3	2	2	2	2

② 保有車両に関する情報

車両数		年 式		ドラレコ 搭載車両数	デジタコ 搭載車両数	ASV 搭載車両数	EDSS 搭載車両数
		最 古	最 新				
大 型	35	2005年	2025年	35	35	22	12
中 型	5	2008年	2017年	5	5	4	0
合 計	40	—	—	40	40	26	12
任意保険加入状況 (補償額)		対人	無制限				
		対物	無制限				

* ASV・・・衝突軽減装置等
* EDSS・・・運転者異常時対応システム

※ ①②とも2026年5月1日現在